第２期七尾市子ども・子育て支援事業計画

～ 心豊かな 七尾っ子 応援計画 ～

概 要 版

令和２年３月

七　尾　市

計画の策定について

急速な少子高齢化の進行は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響をもたらすものとして懸念されています。また、核家族化の進行、女性の社会進出、就労環境の変化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

平成 27 年度からは、子ども・子育て支援法に基づく新制度がスタートし、第１期計画を策定・推進してきました。第２期を迎える本市においても引き続き、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、市内における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容とその実施時期等を盛り込んだ「第２期七尾市子ども・子育て支援事業計画」を作成し、この計画をもとに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施することとしました。

計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条第 1 項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。

また、この計画は、これまで市が取り組んできた次世代育成支援対策推進法に基づく計画としても位置づけ、第 1 期計画を踏まえながら、様々な分野の施策を総合的・一体的に進めるため、既存計画との整合性を図って推進していきます。

計 画 の 期 間

本計画の期間は、令和２年度から令和６年度までの５年間とします。

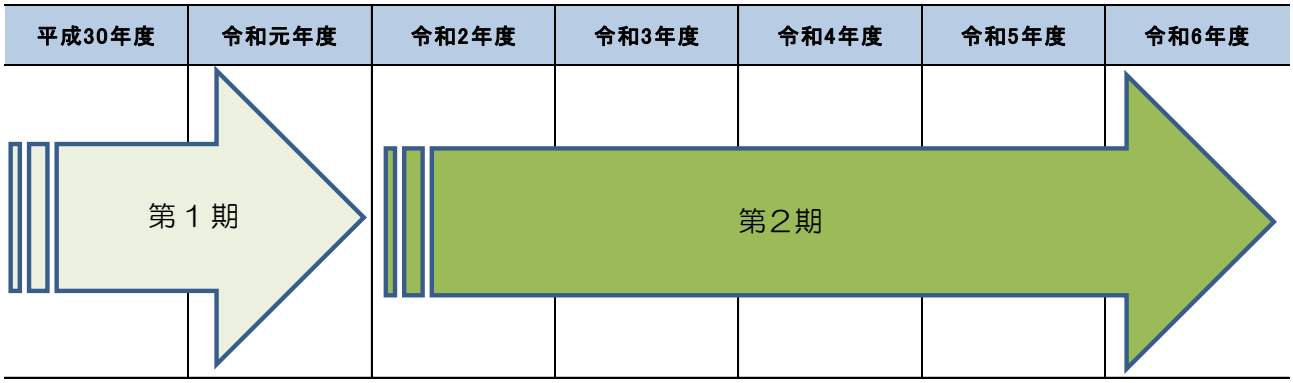

基 本 的 な 考 え 方

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条第 1 項に基づく計画として、国の定めた基本指針（子ども・子育て支援法に基づく基本指針）等に即した基本理念とします。

基本理念である「わくわく子育て　みんなで支えあう　心豊かな七尾っ子」の実現のため、未来を担う七尾市のすべての子どもたちが、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められ、健やかで心豊かに育つことができるよう、また、保護者がしっかりと子どもと向き合い、子育ての喜びや生きがいを実感しながら子育てができるよう、子育てや親育てを地域社会全体で支えるまちづくりを目指します。

施策の体系

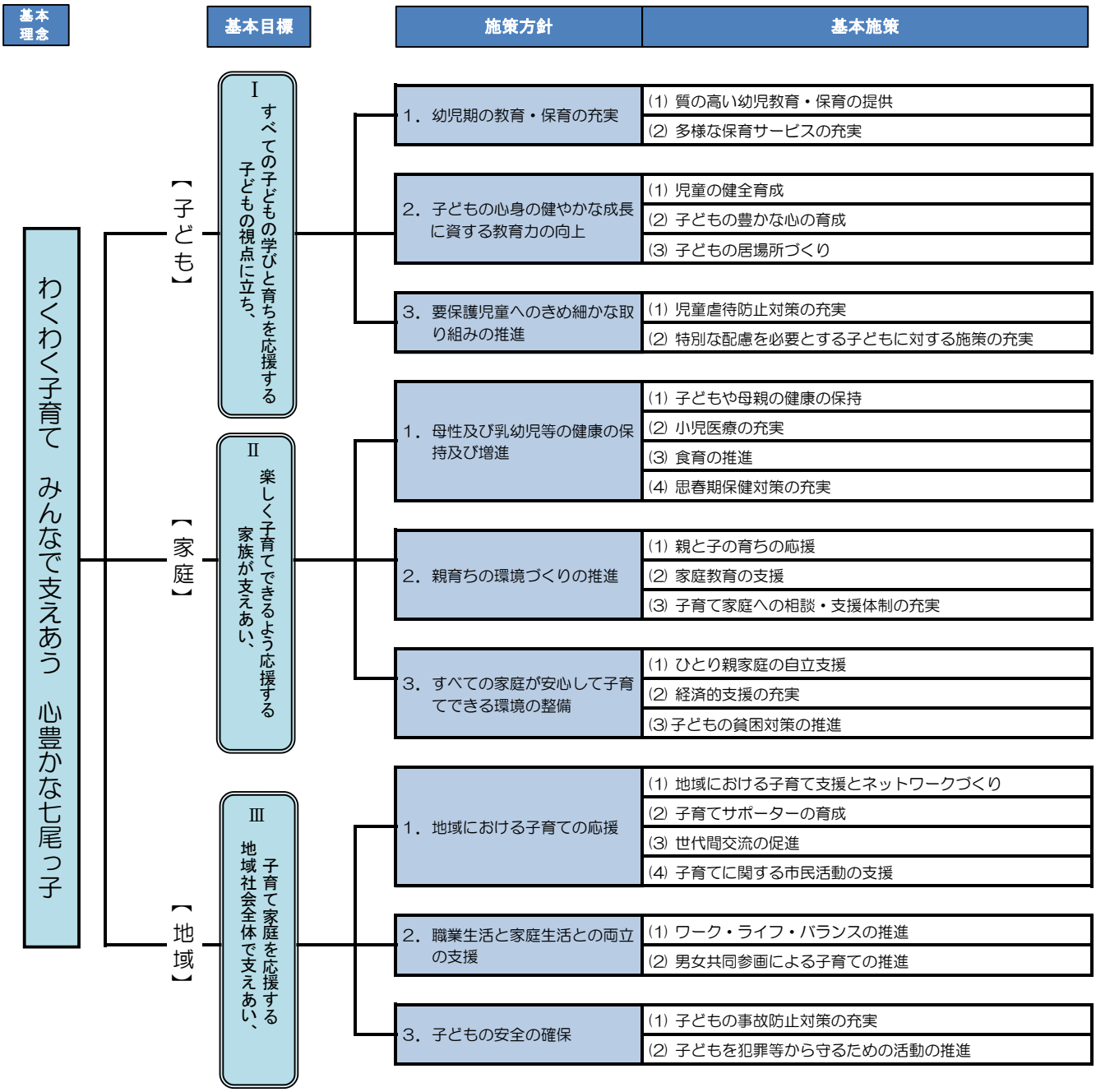

量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき教育・保育施設利用のための認定をあらかじめ行ったうえで、施設型給付等を支給する仕組みとなっています。認定は、下表に示した次の１～３号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
１号認定	満３歳以上かつ就学前で、学校教育のみを希望する子ども（保育の必要性なし）	幼稚園 認定こども園
２号認定	満３歳以上かつ就学前で、保育を必要とする子ども	保育園 認定こども園
３号認定	満３歳未満で、保育を必要とする子ども	保育園 認定こども園 小規模保育等

認定こども園や保育園などの教育・保育や地域子ども・子育て支援事業について、各年度の必要利用定員総数としての教育・保育の量の見込みと確報方策を定めることになっています。本市では、子どもの人数と現在の利用状況を踏まえ、教育・保育提供区域を全市一体として定め、ニーズ量の見込みを行い、確保方策を図ることとします。本市は、令和 2～６年度の事業期間中、1～3 号のすべての認定区分において量の見込みを上回る確保方策を講じています。

【教育・保育の量の見込みと確保方策】

		１号	２号		３号	
			教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳
令和2年度	①量の見込み	70　人	46　人	876　人	103　人	561　人
	②確保方策	114　人	49　人	930　人	190　人	584　人
	②－①	44　人	3　人	54　人	87　人	23　人
令和３年度	①量の見込み	68　人	45　人	855　人	101　人	542　人
	②確保方策	110　人	49　人	930　人	193　人	588　人
	②－①	42　人	4　人	75　人	92　人	46　人
令和４年度	①量の見込み	64　人	43　人	812　人	100　人	542　人
	②確保方策	111　人	49　人	922　人	192　人	570　人
	②－①	47　人	6　人	110　人	92　人	28　人
令和５年度	①量の見込み	62　人	42　人	788　人	98　人	532　人
	②確保方策	111　人	49　人	928　人	192　人	575　人
	②－①	49　人	7　人	140　人	94　人	43　人
令和６年度	①量の見込み	61　人	41　人	765　人	97　人	523　人
	②確保方策	111　人	49　人	919　人	188　人	568　人
	②－①	50　人	8　人	154　人	91　人	45　人

地域子ども・子育て支援事業についても、事業ごとに各年度の量の見込みと確保方策を定めることになっています。本市は、令和 2～６年度の事業期間中、実施事業すべてにおいて量の見込みを上回る確保方策を講じています。（※地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策は本編を参照下さい。）

	「地域子ども・子育て支援事業」事業名
①	時間外保育事業（延長保育事業）
②	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）
③	子育て短期支援事業（ショートステイ）
④	地域子育て支援拠点事業
⑤	一時預かり事業
⑥	病児保育事業
⑦	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）：小学生分
⑧	利用者支援事業
⑨	妊婦健康診査
⑩	乳児家庭全戸訪問事業
⑪	養育支援訪問事業
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

施策の展開

施策方針 Ⅰ－1　幼児期の教育・保育の充実

すべての子どもが発達段階に応じた幼児期の教育・保育を受けることができるよう、教育・保育の量の確保や質の向上に努めます。

基本施策（1）　質の高い幼児教育・保育の提供

〔主な事業〕

◆認定こども園、保育園等の設置・運営　◆公開保育の実施　◆保育士・保育教諭等の研修の実施　◆保育士の確保

基本施策（2）　多様な保育サービスの充実

〔主な事業〕

◆延長保育　◆一時預かり　◆病児・病後児保育　◆休日保育　◆ショートステイ（短期入所生活援助事業）
◆トワイライトステイ（夜間養護等事業）　◆子育て応援サービス券の交付

施策方針 Ⅰ－2　子どもの心身の健やかな成長に資する教育力の向上

子どもたちが様々な活動を通じて健やかに育つよう、身近な場所で安全に遊び、学べる居場所づくりや地域の人々とともに様々な体験活動を行うことができる機会づくりを進めます。

基本施策（1）　児童の健全育成

〔主な事業〕

◆放課後児童クラブの設置・運営　◆非行・被害防止講座の開催　◆ピュアキッズスクールの開催

基本施策（2）　子どもの豊かな心の育成

〔主な事業〕

◆農業体験・自然体験活動の実施　◆奉仕活動等の推進　◆ふるさと学習の推進　◆文化活動や演劇鑑賞機会の充実

基本施策（3）　子どもの居場所づくり

〔主な事業〕

◆児童の居場所・遊び場づくり　◆保育園施設開放による親子ふれあいの場の提供　◆中高生の居場所づくり

施策方針 Ⅰ－3　要保護児童へのきめ細やかな取り組みの推進

児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの総合的な支援策の充実と関係機関・団体と連携強化を図ります。また、障害児や保護者の養護が不適切な環境に置かれている児童など、保護を要する児童が地域で安心して共に生活できるよう、保健・医療・福祉・教育等の各種施策の連携により総合的な取り組みを推進します。

基本施策（1）　児童虐待防止対策の充実

〔主な事業〕

◆要保護児童対策地域協議会の運営　◆虐待防止啓発活動の実施

基本施策（2）　特別な配慮を必要とする子どもに対する施策の充実

〔主な事業〕

◆育児支援体制の充実と関係機関の連携　◆母子保健福祉連絡会の開催　◆障害児の自立や社会参加に向けた療育相談
◆ポーテージ教室の実施　◆障害児保育の実施（健やか児療育連絡会）

施策方針 Ⅱ－１　母性及び乳幼児等の健康の保持及び増進

子どもを安心して生み育てられ、子どもが健やかに成長できるよう、妊娠・出産から子育てまでの母と子の健康の保持及び増進を図ります。

基本施策（１）　子どもや母親の健康の保持

〔主な事業〕

◆妊産婦・乳幼児健康診査の実施　◆妊産婦・乳児相談の実施　◆乳幼児家庭訪問等による育児情報の提供や健康状態の把握
◆むし歯予防健診の実施　◆ブラッシング教室の実施　◆予防接種事業の実施

基本施策（２）　小児医療の充実

〔主な事業〕

◆小児休日当番医体制の充実　◆小児救急制度等の教育

基本施策（３）　食育の推進

〔主な事業〕

◆妊娠中からの食習慣の形成支援　◆食育教育の実施　◆離乳食、幼児食相談の実施　◆「早寝 早起き 朝ごはん」の推進
◆郷土料理や行事食の普及啓発　◆親子料理教室

基本施策（４）　思春期保健対策の充実

〔主な事業〕

◆性教育の実施　◆喫煙・アルコール・薬物乱用防止教育の実施

施策方針 Ⅱ－２　親育ちの環境づくりの推進

子育てをする親が自信と責任を持ち主体的に子育てができるよう、また、子育ての楽しさが実感できるよう、子育てに関わる相談や情報提供、学習機会や親同士の交流の場などの充実を図り、親育ち力の強化に向けて取り組みます。

基本施策（１）　親と子の育ちの応援

〔主な事業〕

◆親としての意識の向上支援　◆親同士の交流活動の場の充実　◆ブックスタート、ブックリスト　◆出産祝金の交付

基本施策（２）　家庭教育の支援

〔主な事業〕

◆家庭教育についての情報交換の場の提供

基本施策（３）　子育て家庭への相談・支援体制の充実

〔主な事業〕

◆児童相談の充実　◆女性相談・女性なんでも相談の充実　◆子育て支援コーディネーターの配置
◆子育て支援情報の提供　◆子育てワンストップサービスの充実

施策方針 Ⅱ－３　すべての家庭が安心して子育てできる環境の整備

すべての家庭が安心して子育てができるよう、経済的支援の充実と各種制度の周知を図ります。また、ひとり親家庭の経済的支援、就労支援、生活支援を通じて、生活の安定と自立に向けて支援を行います。

基本施策（１）　ひとり親家庭の自立支援

〔主な事業〕

◆児童扶養手当の支給　◆医療費の助成　◆放課後児童クラブの利用支援　◆ひとり親の能力開発支援
◆ひとり親の資格取得支援　◆ひとり親家庭の日常生活支援　◆ひとり親の就業支援

基本施策（２）　経済的支援の充実

〔主な事業〕

◆児童手当の支給　◆子ども医療費の助成

基本施策（３）　子どもの貧困対策の推進

〔主な事業〕

◆生活困窮者世帯等への学習支援　◆就学援助費の支給
◆児童扶養手当の支給（再掲）　◆ひとり親の能力開発支援（再掲）　◆ひとり親の資格取得支援（再掲）

施策方針 Ⅲ－１　地域における子育ての応援

子どもが身近な地域において心身共に健やかに成長することができるよう、また、子育て家庭の孤立化や育児不安を解消できるよう、子育てを応援できる地域づくりを進めます。

基本施策（１）　地域における子育て支援とネットワークづくり

〔主な事業〕

◆地域子育て支援拠点（子育て支援センター）の充実　◆赤ちゃんの駅の設置　◆家庭・地域・学校の連携強化

基本施策（２）　子育てサポーターの育成

〔主な事業〕

◆ファミリー・サポート・センターの設置　◆放課後児童支援員等の研修　◆地域で子育てできる人材の発掘・育成

基本施策（３）　世代間交流の促進

〔主な事業〕

◆幼児と高齢者の交流活動の推進　◆地域づくり協議会の地域交流活動の支援

基本施策（４）　子育てに関する市民活動の支援

〔主な事業〕

◆みらい子育てネットの活動支援　◆絵本の読み聞かせ等のボランティアの育成支援

施策方針Ⅲ－２　職業生活と家庭生活との両立の支援

仕事と家庭生活とを両立するため、男女共に働き方の見直しを含めた啓発活動を進めます。また、家庭において父親、母親がともに育児や家事の責任を担い、協力し合えるよう、男女共同参画による子育てを推進します。

基本施策（１）　ワーク・ライフ・バランスの推進

〔主な事業〕

◆育児休業制度の普及啓発　◆七尾市勤労者育児休業等の生活資金融資制度の利用促進

基本施策（２）　男女共同参画による子育ての推進

〔主な事業〕

◆父親の保育参加の促進　◆育児出前講座の実施

施策方針Ⅲ－３　子どもの安全の確保

子どもたちを不慮の事故や交通事故、犯罪から守るため、警察、認定こども園、保育園、学校、地域、関係民間団体と連携・協力体制の強化を図り、総合的な事故防止対策を推進します。

基本施策（１）　子どもの事故防止対策の充実

〔主な事業〕

◆子どもの事故防止の啓発活動の実施　◆子どもの事故予防指導の実施　◆交通安全教室の実施　◆交通指導の実施
◆通学路安全プログラムの推進（交通安全）

基本施策（２）　子どもを犯罪等から守るための活動の推進

〔主な事業〕

◆子ども 110 番の家の設置　◆学校安全運動の推進　◆通学路安全プログラムの推進（防犯）

計画の推進と点検・評価

「第２期七尾市子ども・子育て支援事業計画」の推進にあたっては、子ども・子育て支援のための施策実施に係る児童福祉や幼児教育などの市の関係各課が密に連携し、市民にとってわかりやすい実施体制をとることが重要です。同時に、子育て家庭はもとより、教育・保育で日々子どもたちと接する事業者や子育て環境を支える地域の人々などが、それぞれの主体的役割を理解し、連携・協働して取り組むことを基本姿勢とします。

定期的な計画実施状況の点検・評価を行い、その結果に基づいた「ＰＬＡＮ（計画の再策定・修正）→ＤＯ（事業の実施）→ＣＨＥＣＫ（計画事業の実施状況の点検・評価、報告・公開）→ＡＣＴＩＯＮ（事業の継続または計画事業の見直し）」というＰＤＣＡサイクルにより、継続的に向上を目指すとともに、この内容を公表し、必要に応じて目標等の見直しに努めていきます。

第２期七尾市子ども・子育て支援事業計画
令和２年３月

七尾市健康福祉部 子育て支援課
〒926-0811 七尾市御祓町１番地
TEL(0767)53-8419　FAX(0767)53-5990